

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

(入所・短期入所・通所リハビリ・訪問リハビリ)

法人名 : 医療法人 福生会

施設・事業所名 : 介護老人保健施設 明けの星

管理者名 : 多田羅 治

所在地 : 香川県高松市番町3丁目3番1号

電話番号 : 087-861-3731

作成日 : 2021年11月

改定日 : 2025年3月

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①入所者・利用者の安全確保

自然災害が発生した場合、深刻な人的災害が生じる危険性があるため、「入所者・利用者の安全を確保することが最大の役割である。そのため、「入所者・利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。

②サービスの継続

介護事業所は、入所者や利用者の健康、身体、生命を守るために必要不可欠な責任を担っている。入所者においては、自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前に準備を念入りに進めることが必要である。入所施設は入所者に対して「生活の場」を提供しており、例えば地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできない考え、被災時に最低限のサービスを続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となる。また、通所事業所は極力業務を継続できるように努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるように事前に検討を進めておくことが肝要である。

③職員の安全確保

自然災害発生時や復帰において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員への労働環境が過酷になることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることとする。

④地域への貢献

介護老人保健施設の理念の一つである「地域に根差した施設」としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

全体像：【補足1】対応フローチャートを参照

1.2 推進体制

平時の災害対策時(BCP推進体制)の体制は以下のとおりとし、各担当職員は災害時に備えてあらかじめ想定しておくことが必要である。

【様式1】を参照

1.3 リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shobo/bosai_map/takamatsu_map/index.files/2-1.pdf

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shobo/bosai_map/takamatsu_map/index.files/2-2.pdf

(2)被害想定

【自治体公表の被災想定】

高松市では、自然災害が少なく、穏やかな地域だと言われてきたが近年「南海トラフ地震が」起こる可能性が今後30年以内に80%と高まり、近い将来必ず発生すると言われている。
南海トラフ地震により高松で予想される市内の最大震度は6強、広い地域での揺れが想定されている。
高松市内の最高津波水位は志度湾に面した地位で海拔3.8mの予想

<交通被害>

道路:3~7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1~2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁:迂回路を含め、3~7日で仮復旧。迂回路を含め、1~3日で仮復旧。

鉄道:1か月。2週間

<ライフライン>震度6強を想定とした

上水:7日(震度6強程度)

・地震発生後には約8割の世帯が断水となり、仮復旧に1か月以上かかる区域約7%を除いて、1日後には41%、4日後には60%、一週間後には73%、一ヶ月後には97%が復旧する見込みである

下水:7日(震度6強程度)

・発生直後には約2割の世帯で利用困難となり仮復旧に1か月以上かかる区域約7%

電気:3日(震度6強程度)

・発生直後に全域で停電となり、仮復旧に1か月以上かかる区域約10%を除いて1日後には64%一週間後にはほぼ全域で復旧する見込み

ガス:3週間(震度6強程度)

・発生直後には約7割の世帯で供給が停止する。仮復旧に1か月以上かかる区域3%を除いて1日後には8%、4日後には9%、1週間後には11%、一ヶ月後には54%復旧する見込み

通信:3日(震度6強程度)

・発生直後に8割の固定電話が通信不能となり、仮復旧に1か月以上かかる区域3%を除いて1日後には64%、4日後には96%、一週間後にはほぼ全域で復旧する見込み

※仮復旧1か月以上かかる区域:津波浸水火災、急傾斜地崩壊により一か月以内の仮復旧が困難な被害区域のこと

【明けの星で想定される影響】

地震発生直後

- ・建物一部倒壊、外壁やガラス破片落下
- ・建物内天井材落下、物品の落下、調度品の落下
- ・ライフラインの停止(電気・ガス・水道)
- ・通信手段の途絶
- ・道路の寸断等による出勤困難、帰宅困難な職員
- ・EV閉じ込め(職員・入所者・外部入館者)
- ・他の階へ移動していれば居室へ戻れない(3階食堂、1階リハビリ、3階入浴、4階散髪)

1.4 優先業務の選定

(1) 優先する事業

<優先する事業>

(1) 入所サービス

<当座停止する事業>

(1) 通所サービス

(2) 訪問サービス(リハビリ)

(2) 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

【様式4】を参照

職員数以外の要因である(電気・水道・ガス)の供給停止又は制限がある場合は臨機応変に対応すること。
通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップし、3カ月毎にリストを作成する。

1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

具体的な災害を想定した災害対応訓練を年2回実施する。訓練では職員等が役割分担に応じた行動手順を実施できるようにする。一連の訓練のうち、人名確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について確認するとともに、自力での品が困難な利用者の避難方法や避難経路を訓練の中で検証する。研修は年2回行う。

以下の教育を実施する。

(1) 入職時研修

・時期: 入職時

・担当: 看護師主任/介護長

・方法: BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

(2) BCP研修(全員を対象)

・時期: 毎年6月/9月

・担当: 看護主任/介護長

・方法: BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

・時期: 毎年6月、9月

・担当: 看護主任/介護長

・方法: 感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(5-2) BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年3月、9月に管理者が理事運営会に報告する。

・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素(建物・設備、ライフライン)を守ることが重要。

2.1 建物・設備の安全対策

(1)人が常駐する場所の耐震措置

建築基準法に基づく耐震基準に則り設計・建築されているため問題なし。
平成30年建物増築時にエレベーター耐震工事を実施済み。

(2)設備の耐震措置

対象	対応策
サーバー	クラウド保管実施済み
キャビネット	耐震金具による固定及び突っ張り棒を使用
本棚・書庫	耐震金具による固定
テレビ	転倒防止ベルト
消火器	消火器等の設備点検 点検業者：(有)小林商事

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3)水害対策

※高松市発表の水害予想は高潮時浸水ハザードマップから
(高潮時0.5m～3.0m未満想定地域)
明けの星:昼間は、1階はリハビリ利用者(デイ、入所)約20名であり、高潮時の避難確保計画に基づき、利用を中止し速やかに2階以上に避難する。
入所者(定員100名)の部屋は、2階以上にあるため問題無いが、クリニック入院病棟(18床)が1階にあるため、3階の避難場所へ避難させる。
停電時はエレベーターが稼働していないのでベルトタンカ等を使用し3階まで上げる。

2.2 電気が止まった場合の対策

ポータブル発電器を活用

- ・医療的配慮が必要な入所者・利用者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)に対応
最優先:医療機器・情報収集、優先:照明・空調
- ・ポータブル発電器は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。
- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じる。
24時間営業のガソリンスタンド等の確認。非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等と優先供給協定を締結する。
- ・災害時の自家発電機は設置されていない。1週間程度は停電が予想される。
ポータブル電源 1500ワット(ビクター製) 3台
ガスボンベ式簡易発電機(ホンダ製) 1台で対応。
医療機器:喀痰吸引、酸素吸入などはポータブル電源で対応。
- 夏場対策 冷蔵庫、冷凍庫に保冷剤を用意。 電池式ハンディ扇風機 30台
冷感ベスト30枚、冷却タオル30枚
- 冬場対策 使い捨てカイロ 30箱 湯たんぽ
- 照明対策 ランタン 50個 懐中電灯 30個

2.3 ガスが止まった場合の対策

ガスが止まっているときの給食は備蓄メニューでの対応とする。
ガスボンベ式カセットコンロ5台とガスボンベ式発電機1台で対応する。

2.4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

明けの星の2階～7階の各フロアに保管している。

飲料水	500ミリリットル	24本入りケース	30ケース	720本	360リットル
	2リットル	6本入り	30ケース	180本	360リットル

飲料用水のペットボトルは、当面の運搬の手間を省くため、入所者(利用者)の状況によっては、あらかじめ居室に配布する。

(2) 生活用水

明けの星の2階にある受水槽(30,000ℓ) 電源が遮断されても供給可能を利用。

保管期限の切れた飲料水を生活用水として保管している。

明けの星2階の受水槽室に保管している。

500ミリリットル	24本入りケース	30ケース
2リットル	6本入りケース	30ケース

2.5 通信が麻痺した場合の対策

光回線での電話設備は停電時には使用できない。

そのために兼松コミュニケーション(株)のSMS一斉連絡サービスを導入。

震度5強以上に地震が高松市で発生した場合、安否確認メールが自動発信される。

必要に応じて、職員あてにメールを送信できる。

※職員の異動時は、登録、削除のメンテナンスが必要。

◎被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

2.6 情報システムが停止した場合の対策

老健の看護、介護データは、クラウドに保管されており津波等の心配はない。

電源が喪失したときにはシステム関係は使えない。電源の回復を待って使用する。

施設サービス計画書、介護記録、看護記録は、介護ソフト「ワイズマンASP」で作成しており、電源が喪失した場合には「ワイズマンASP」での作成はできなくなる。電源が喪失している間は、手書きで記録・作成を行い、復旧したときに「ワイズマンASP」に書き込む。相談日誌も手書きで対応する。

介護請求は、介護ソフト「ワイズマンASP」で行っており、電源が喪失した場合にはシステムでの請求ができなくなる。電源の回復を待って使用する。甚大な被害の場合は、国からの指示を受け対応する。

2.7 衛生面(トイレ等)の対策

・被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある
被災時は電気・水道が止まった場合、汚水・下水が流せなくなる
・トイレ対策としては、ポータブルトイレを代替トイレに非常時対応にして使用を検討する

【利用者】

電気・水道が止まった場合、トイレ使用禁止の張り紙をしてトイレでの排泄を一旦中止とする。
居室で自力排泄ができる入所者にはベッドサイドにポータブルトイレを設置する。(非常時対応)
ポータブルトイレには限りがあること、人員の問題などからおむつ交換に切り替える検討も必要。
東西トイレの便器に45ℓおむつ用(乳白色)ゴミ袋を被せ、その上に45ℓ不燃用の薄いゴミ袋を重ねその中に半フラットを敷いて非常用トイレの設置ができれば使用可能とする。(ウォシュレットは使用不可)使用するトイレは制限したほうが労力軽減にもなる。例)車いす用トイレのみ

【職員】

各フロアの職員用トイレに非常用トイレの設置をして汚物処理の仕方の張り紙を掲示する。
汚物処理等衛生面の維持に努める。

【汚物対策】

汚物は各フロアのベランダに一時保管する。(夏場は二重袋、冬場は一重でも可)
EV使用が可能となれば1階ゴミ捨て場に破棄。許容量を超えた場合はブルーシートなどを使用して一時保管場所に保管する。

2.8 必要品の備蓄

在庫量、必需品の確認

行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため準備を行う。
準備した備蓄品はリスト化し、賞味期限や使用期限のあるものを中心に担当者を決めて定期的にメンテナンスを行う。

【様式3】を参照

2.9 資金手当て

災害に備えた資金手当ては以下のとおりとする。

(1)手元資金

手許金 10万(金庫に常時保管)小口現金として

(2)損害賠償保険

- ①建物に関する損害賠償保険は、損害保険ジャパン(株)の企業総合補償保険に加入している。
- ②利用者に対する損害賠償保険は、東京海上日動火災保険(株)の介護老人保健施設総合保障保険に加入している。
- ③自動車に対する損害賠償保険は、損保ジャパンの「自動車保険」に加入している。

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。【様式4】を参照に優先業務を選定している。入所者・利用者の健康、身体、生命を守る機能を優先的に維持する。

3.1 BCP発動基準

<地震>

高松市内において震度5強以上の大地震が発生し、近隣地域及び法人内の施設において被害が発生したときに発動する。

<水害>

- ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

<その他>

- ・施設長が必要と判断した場合。

施設長が不在の場合は次のとおりとする。

統括管理者	代替者①	代替者②
介護士長	事務長	課長

3.2 行動基準

○震度5強以上の地震が発生した時は昼夜休日ともに本部長の判断にかかわらず。以下のとおり初期対応を行う。

①（発生直前）【全館に周知：全館放送行う】

スマホ、テレビ等で緊急地震速報があれば、1階事務所職員（夜間は当直職員）が身の安全を守りながら「強い地震が発生します。強い揺れに注意してください」と全館放送する。

②（発生時）

職員は頭部を守り、揺れが収まるまで待つ。大きな揺れを感じたら周囲に大きな声で注意を促し、机の下に隠れ頭を守り、自身の身を守る。また、二次被害を防止するためにヘルメットを着用する。

③（発生直後）

揺れが収まれば、次の強い揺れに注意しながら入所者、職員の安全確認。

建物の損壊状況、火災の有無の確認を同時に行い、状況を施設長へ報告。

④（建物の損壊が激しい場合及び1メートル以上の津波が予想される場合）

1階にいる利用者、病棟の入院患者を手伝えるすべての職員によって2階以上に移動させる。

⑤（送迎時）

送迎で施設外にいる職員は周囲の安全を確認し、ご利用者の避難を周囲の方と協力して行き安全な場所で待機する。電話やメール、伝言ダイヤル等を利用して状況を速やかに上司に連絡し指示に従う。

3.3 対応体制

【様式1】を参照

3.4 対応拠点

対策本部の設置場所は下記の通りとする。

※（4階、3階共に防災用品の保管場所あり）

地震：（1）4階会議室 （2）3階食堂（津波の被害が及ばない場所）

水害：（1）4階会議室 （2）3階食堂（水害の被害が及ばない場所）

3.5 安否確認

(1)利用者

各階ごとに、看護・介護職員がそのフロアの入所者の安否確認を行う。
安否確認結果を安否確認シートに記入し、その結果を各フロアリーダーが管理者に報告する。

【補足2】を活用する

(2)職員

震度5強以上の地震が発生した場合は、安否確認メールが自動配信される、それ以外の安否確認が必要な時は管理者が安否確認メールを配信する。

<施設内>

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各フロアでエリアリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。

<自宅等>

・自宅等で被災した場合は、自動配信されたSMSにより、施設に自身の安否情報を報告する。

・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否もSMSで回答する。。

【補足3】を活用する

3.6 職員の参集基準

災害時における職員の参集規準は以下のとおりとする。

① 参集方法

参集する方法は緊急時一斉メールを利用し行う。通信網が麻痺した場合は②の出勤不可能な場合に該当しない職員で、施設から2.5キロ以内の職員は出勤することとする。なお、この場合でも出勤に際して道路の陥没や橋の落下などにより迂回が困難な場合は参集しなくてもよい。

② 出勤不可能な場合

自宅が被災または道路が寸断する等理由により出勤することで職員に危険が及ぶ場合には参集を行わないこととする。

3.7 施設内外での避難場所・避難方法

勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。

(1) 施設内

① 地震時 施設内で避難できる場合

- ・放送設備を使用して避難開始を伝達し、職員が各居室をまわって避難誘導を行う。
- ・避難場所の位置、経路、誘導する職員等の情報を職員・利用者が共有する。
- ・利用可能な設備や器具、備蓄等を最大限活用して、職員が協力して利用者の安全確保にあたり、施設内の安全な場所に誘導する。

(2) 施設外

- ・建物が倒壊しそうな時
- ・周辺で火災が発生し、こちらに燃え広がる可能性があるとき
- ・内装等損壊、物品の落下等の程度が著しいとき
- ・施設長が危険と判断した時
- ・高松市より避難指示が出されたとき

① 施設外に避難する場合

- ・あらかじめ定める避難場所、避難経路のうち、災害の状況等に応じて、避難場所、経路を決定する。
- ・放送設備を利用して避難開始を伝達し、職員が各居室を回って避難誘導を行う
- ・必ず靴を履き、頭部保護のため、ヘルメットや座布団等を使用するとともに、転倒した場合に備え、軍手等着用する

(3) その他

大型台風の直撃が見込まれる場合、警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合に、避難準備をする。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! すでに安全な避難ができず、命が危険な状況にある場所より安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保 (※必ず避難指示が発表される)	大雨 特別警報	5相当
< 警戒レベル4までに必ず避難! >				
4	危険な場所から全員避難 ・浸水の車や災害の発生時に避難する状況、この高潮などに避難を完了させる。 ・台風の中心が通過する場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了させる。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報 、 高潮 特別警報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、避難行動の妨げを防止するため、避難の準備が完了し、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を待たず避難)	大雨警報 、 洪水警報 、 高潮 特別警報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・エレベーター等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段も再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を待たず避難) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨注意報 、 洪水注意報 、 高潮 注意報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを高める ・要員の連絡体制を確認	大雨注意報 、 洪水注意報 、 高潮 注意報	1相当

※1 夜間～翌日早朝は、大規模な浸水が予想される可能性が高い状況では、警戒レベル3（高潮特別警報）に相当する。
 ※2 「警戒レベル」（警戒）が発令する前に避難を完了した場合は、警戒レベル1（土砂災害警戒情報）発令後、自主的な安全確保の発令対象区域外に避難していることが確認されれば、警戒レベル1に引き上げられる。

3.8 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大することが考えられる。そのため、平時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等に合わせて優先業務を整理しておく。
被災時の厳しい状況でも、入所者や利用者の生命や健康を維持するためには必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する

【補足4】 参照

3.9 職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならない事が想定されるので、十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊場所、勤務シフトに関することは以下のとおりにする。

① 休憩・宿泊場所

災害発生後は職員が長期間帰宅出来ない場合が考えられる。一旦空きベッドや建物破損状況にもよるが、4階職員休憩室、3階デイケア、食堂を場所提供とする

② 勤務シフト

職員の体調や業務の負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成する

3.10 復旧対応

① 破損箇所の確認

災害直後に施設内外野や施設等に破損がないか確認し、発見した際には写真等撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関する設備は優先して復旧を行う。

② 業者連絡先一覧の整備。情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)災害による被害の状況や復旧の進捗具合などは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査する

【様式2】を活用する

4. 他施設との連携

4.1 連携体制の構築

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

- 多田羅内科クリニック 087-861-3731
- 高松赤十字病院 087-831-7101
- KKR高松病院 087-861-3261
- ア歯科 087-835-5006
- はしもと歯科 087-802-4664

4.2 連携対応

① 入所者・利用者情報の整理

・協力医療機関(多田羅内科クリニック、KKR高松病院)とは定期的に利用者の医療情報を確認し情報共有している 利用者情報リストあり

・地域の方については高松市からの依頼に基づき受け入れを行い、受け入れ時に病気や服薬の情報を取得する

② 共同訓練

高松医師会開催の訓練に年1回参加、KKR高松病院から実施指導の受け入れ
福祉避難所開設運営訓練に職員が参加

5. 地域との連携

5.1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

香川県災害派遣福祉チーム(香川DWAT)に職員と登録し香川県災害福祉支援ネットワーク事務局から依頼があった際は派遣することとする

5.2 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

令和5年に香川県、高松市と「災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書」を締結し、一時避難所での生活が困難な高齢者の避難行動要支援者を受け入れる。受入人員については福祉避難所受入人員 3人(受入場所:デイルーム又は入所室)である。

②福祉避難所開設の事前準備

災害発生後、高松市より福祉避難所として避難行動要支援者の受け入れ要請があった際は、受け入れるのに必要な物資等(食料、飲料水、寝床など)を事前準備する。

- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

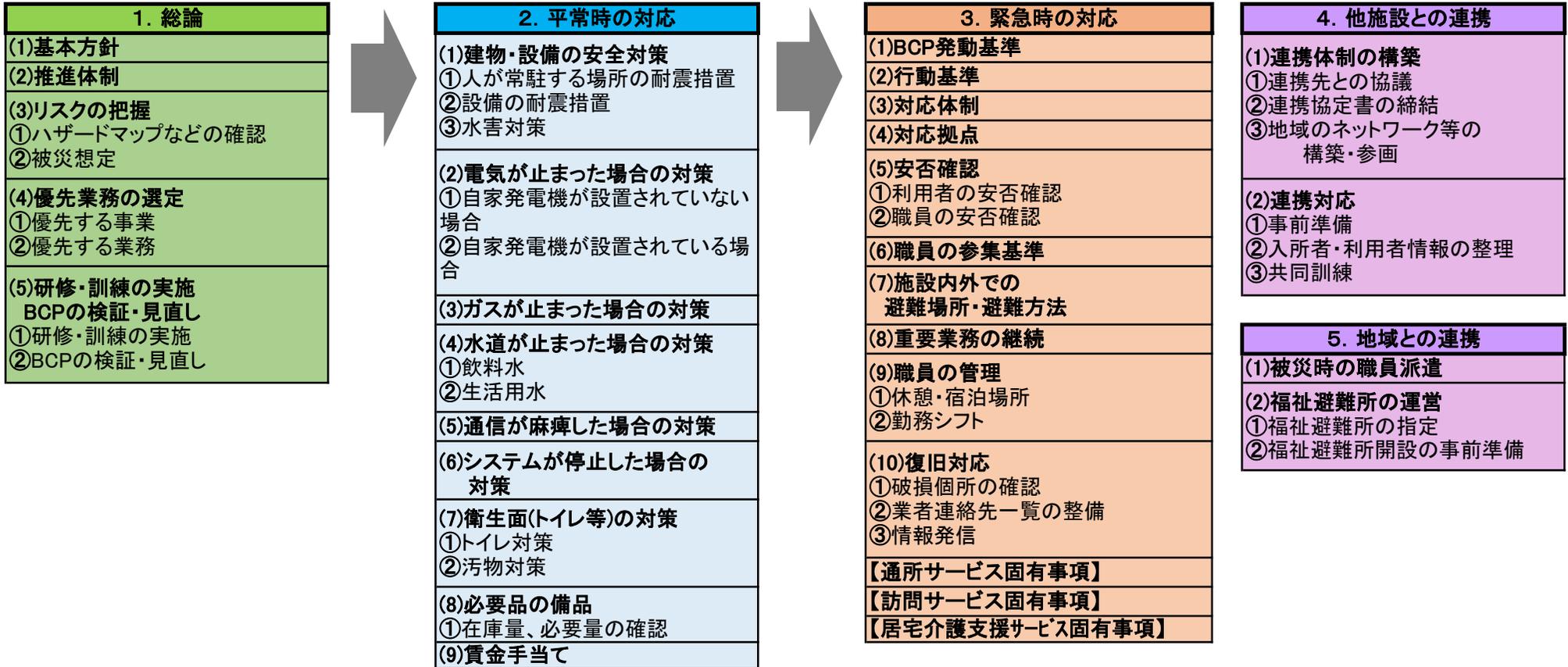
(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておくこと、更新前との比較が容易になる。

日付	更新内容	承認
2021年11月11日	新規制定	介護長
2022年 4月 1日	職員の確保に対応策を追加	介護長
2025年03月	職員の参集規準	介護長

補足1: 対応フローチャート

自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート



補足2：利用者の安否確認シート

負傷している場合は、医療機関へ搬送を要請する

階	ご利用者氏名	部屋番号	記載日	時刻	記載者名	安否確認	容態・状況
1						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
2						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
3						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
4						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
5						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
6						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
7						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
8						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
9						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
10						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
11						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
12						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
13						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
14						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
15						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
16						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
17						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
18						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
19						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
20						無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	

補足3：職員の安否確認シート

部署： フロア 階 記載日 時刻

No	氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
2		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
3		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
4		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
5		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
6		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
7		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
8		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
9		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
10		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
11		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
12		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
13		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
14		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
15		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
16		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
17		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
18		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
19		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
20		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()

補足 4 : 重要業務の継続

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫60%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは減	一部休止、減と するが、可能なも のからも戻してい く	ほぼ通常に近づ ける
給食	休止	必要最低限の メニューの準備	飲用水、栄養補 給食品、備蓄食 事に対応	備蓄食で対応 光熱水復旧の範 囲で調理開始	光熱水復旧の範 囲で調理開始
食事介助	休止	応援体制が 整うまでなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が 整うまでなし	応援体制が 整うまでなし	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	休止	休止	休止	適宜清拭/更衣	光熱水が復旧し たい入浴

様式1：対応体制の構成メンバー

体制	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
事務長（リーダー） 事務員・栄養士（サブリーダー）	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材調達 ・食料、飲料水、トイレ、衛生用品等の確保 ・地域住民の避難受け入れ ・ボランティア受け入れ体制の整備 ・炊き出し
老健課長（リーダー） 相談員（サブリーダー）	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、警察署等と連絡を取り情報入手し本部長へ報告 ・被害（被災）状況の把握 ・各班に情報提供 ・家族に状況を連絡 ・マスコミの取材対応と情報提供
看護主任（リーダー） 看護師（サブリーダー）	救護・看護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・ご利用者の看護等
介護長・介護主任（リーダー） 介護士（サブリーダー）	避難・誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の避難誘導 ・ご利用者の安全確認、情報提供 ・初期消火 ・施設設備の損壊状況の報告 ・家族等への引き渡し

様式2：施設外・事業所外連絡リスト

機関種別	名称	電話番号
水まわりの設備	高松市上下水道工事業協同組合	087-864-5624
	後藤設備工業（株）	0120-091-043
	斎久工業（株）	087-802-3190
電気設備	栗原工業（株）	087-863-5760
	寺岡電気保安管理事務所	087-874-6442
ガス	四国ガス	087-821-6328
冷暖房	ダイキン・エアテクノ（株）	087-868-7352
防災設備	（有）小林商事	087-887-8183
ボイラー	（株）巴商会	087-821-6518
エレベーター	日立ビルシステム	087-811-7225,087-811-6363

様式3：備蓄品リスト

医薬品・衛生品・日用品

No.	品目	備蓄量		必要量	過不足量	単位	保管場所	担当者	調達先	備考
		目安	備蓄量							
1	マスク（不織布製マスク）		200箱				4階	看護主任	四国医療器	
2	サージカルマスク(N95)		20箱			箱	4階	介護長	四国医療器	
3	体温計（非接触型体温計）		5個			個	4階	介護長	四国医療器	
4	ゴム手袋（使い捨て）		20箱（10個入）			箱	1階倉庫（4階）	看護主任	四国医療器	
5	アイソレーションガウン		10箱			箱	4階	介護長	四国医療器	
6	ゴーグル（ICグラス）		5箱			箱	4階	介護長	四国医療器	
7	使い捨て袖付きエプロン		4箱			箱	4階	介護長	四国医療器	
8	使い捨て長袖エプロン		3箱			箱	4階	介護長	四国医療器	
9	キャップ		3箱			箱	4階	介護長	四国医療器	
10	次亜塩素酸ナトリウム液					箱	4階	介護	四国医療器	
11	消毒用アルコール		2箱（10個入り）			箱	4階	看護主任	四国医療器	
12	アルコール綿花		2箱			箱	4階	看護主任	四国医療器	
13	ガーゼ・コットン		4箱			箱	4階	看護主任	四国医療器	
14	絆創膏		6個			箱	4階	看護主任	四国医療器	
15	消毒液		2箱			箱	4階	看護主任	四国医療器	
16	包帯		3箱ずつ			箱	4階	看護主任	四国医療器	
17	三角巾		20枚			枚	4階	看護主任	四国医療器	
18	シーネ各種類		3個ずつ			個	4階	看護主任	四国医療器	
19	テープ類		5箱			箱	4階	看護主任	四国医療器	
20	縫合セット		1個			個	4階	看護主任	四国医療器	
21	体・頭髮用ウェットシート						4階	介護長	トーカイ	
22	トイレトペーパー					箱	1階西倉庫	環境整備	サニーエイト	
23	ティッシュペーパー					箱	6F	介護	サニーエイト	
24	マウスウェットティッシュ		5袋				4階	介護長	四国医療器	
25	石鹼・液体せっけん						5階	介護	関（株）	
26	おむつ						4階	介護長	トーカイ	長時間用と履くパンツ、カバー用
27	プーキー原液		5ケース				4階	介護長	サニーエイト	
28	メガネ曇り止め		6本				4階	介護長		
29	内服薬（定期薬）			2週間分			薬局	看護主任		
30	外用薬						薬局	看護主任		

様式4：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。

※：電気の復旧が3日は震度6の想定。震度7では7日に復旧の想定

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減 電気復旧(※)。道路仮復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、 排泄、 医療的ケア、 清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭/更衣	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭/更衣	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) インフラの状況にて入浴
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の 観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供 日常支援の正常化	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 日常支援の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な 業務	入浴、 機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) リハビリ(休止) 必要者に、うがい モーニングケア(休止) 洗濯(休止)。ディスプレイ等対応 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭/更衣 リハビリ(褥瘡・拘縮予防)適宜 必要者に、うがい 洗顔モーニングケア(適宜) 洗濯(インフラ状況により) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 リハビリ(褥瘡・拘縮予防)適宜 適宜口腔ケア ディスプレイでモーニングケア 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) リハビリ(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) モーニングケア(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・誕生日会/喫茶/礼拝/華道 ・利用者に代わって行う行政機関等 への手続 ・家族面会/TV電話 ・利用者の外出	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・誕生日会/喫茶/礼拝/華道 ・利用者に代わって行う行政機関等 への手続 ・家族面会/TV電話 ・利用者の外出	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・誕生日会/喫茶/礼拝/華道 ・利用者に代わって行う行政機関等 への手続 ・家族面会/TV電話 ・利用者の外出	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・誕生日会/喫茶/礼拝/華道 ・利用者に代わって行う行政機関等 への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)